

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年1月25日

【会社名】 株式会社多摩川ホールディングス

【英訳名】 TAMAGAWA HOLDINGS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 榎沢 徹

【本店の所在の場所】 東京都港区浜松町一丁目6番15号

【電話番号】 03(6435)6933(代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画部 徳本 潤弥

【最寄りの連絡場所】 東京都港区浜松町一丁目6番15号

【電話番号】 03(6435)6933(代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画部 徳本 潤弥

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 3,286,000円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額
666,846,000円
(注) 新株予約権の権利行使期間に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少いたします。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【募集の条件】

発行数	10,600個(新株予約権1個につき普通株式100株)
発行価額の総額	3,286,000円
発行価格	1個につき310円(本新株予約権の目的である株式1株あたり3.1円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2019年2月12日より2019年2月14日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社多摩川ホールディングス 経営企画部
払込期日	2019年2月15日
割当日	2019年2月15日
払込取扱場所	株式会社りそな銀行 新都心営業部

- (注) 1. 本有価証券届出書による株式会社多摩川ホールディングス(以下「当社」といいます。)第9回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)に係る募集(以下「本第三者割当」といい、本第三者割当による資金調達を、「本資金調達」といいます。)は、2019年1月25日開催の当社取締役会において決議されております。
2. 申込方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。
 3. 払込期日までに本新株予約権の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当では行われなないこととなります。
 4. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
 5. 本新株予約権の発行は、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式</p> <p>当社普通株式の内容は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。単元株式数は100株である。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式1,060,000株とする。本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める行使価額調整式における調整前行使価額と調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始以降速やかにこれを行うものとする。</p>

新株予約権の行使時の払込金額

1. 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、626円とする。但し、本欄第3項の定めるところに従い調整されるものとする。

3. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する(以下、調整された後の行使価額を「調整後行使価額」、調整される前の行使価額を「調整前行使価額」という。)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本欄第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券又は権利の取得、転換又は行使による場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当をする場合調整後行使価額は、当該株式の分割又は無償割当のための基準日(無償割当のための基準日がない場合には当該割当の効力発生日とする)の翌日以降これを適用する。

本欄第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券を発行(無償割当の場合を含む。)する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利を発行(無償割当の場合を含む。)する場合(但し、当社取締役会の決議に基づく当社取締役及び当社従業員並びに当社子会社の取締役、従業員及び社外協力者に対するストックオプションとしての新株予約権を発行する場合を除く。)

調整後行使価額は、発行される証券、新株予約権又は権利の全てが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、かかる証券若しくは権利の払込期日又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の割当日の翌日以降、また、募集又は無償割当のための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

	<p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を算出する場合には、行使価額調整中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。</p> <p>(5) 本欄第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>金666,846,000円</p> <p>(注) 行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少する。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 本新株予約権1個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、62,910円(本新株予約権1個の発行価格と新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を合計した金額)を、当該行使請求の時点において有効な割当株式数で除した金額となり、本新株予約権複数個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に62,910円(本新株予約権1個の発行価格と新株予約権1個の行使に際して払い込むべき金額を合計した金額)を乗じた金額を、当該行使請求の時点において有効な割当株式数に当該行使請求の対象となった本新株予約権の数を乗じた数で除した金額となる。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>2019年2月19日から2022年2月18日までとする。なお、行使期間最終日が営業日でない場合はその前営業日を最終日とする。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。</p> <p>当社普通株式に係る株主確定日(株式会社証券保管振替機構「株式等の振替に関する業務規程」に規定するものをいう。)の3営業日(振替機関の休業日等でない日をいう。以下同じ。)前の日から株主確定日までの期間</p> <p>振替機関が本新株予約権の行使の停止が必要であると認めた日</p> <p>別記「組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合であって、当社が、行使請求を停止する期間(当該期間は1か月を超えないものとする。)その他必要事項を当該期間の開始日の1か月前までに本新株予約権の新株予約権者に通知した場合における当該期間</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求受付場所 株式会社多摩川ホールディングス 経営企画部</p> <p>2. 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社りそな銀行 新都心営業部</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>(1) 当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条第2項(残存する本新株予約権の一部を取得する場合は、同法273条第2項及び第274条第3項)の規定に従って、当取締役会が定める取得日の2週間前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に本新株予約権の払込金額相当額を支払うことにより、残存する本新株予約権の一部又は全部を取得することができる。</p> <p>(2) 当社は、株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値が、当初行使価額の250%以上となった場合、当該日の翌日以降、本新株予約権の払込金額相当額を支払うことにより、その時点において残存する本新株予約権の全部を取得する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。

組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割継承会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。</p> <p>(1) 新たに交付される新株予約権の数 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>(2) 新たに交付される新株予約権の目的である株式の種類 再編当事会社の同種の株式</p> <p>(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。</p> <p>(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>(5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、行使の条件、取得条項、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券の不発行及び当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、新株予約権証券 別記「新株予約権の行使期間」欄、「新株予約権の行使の条件」欄、本欄、別記「新株予約権の譲渡に関する事項」欄及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄の第2項及び第3項に準じて、組織再編行為に際して決定する。</p> <p>(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。</p>
-------------------------	--

(注) 1. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社の普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という。)第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、別記「新株予約権の行使期間」欄に記載の行使期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に記載の払込取扱場所の当社が指定する口座(以下「指定口座」という。)に振り込むものとし、
- (2) 上記(1)に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできません。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に記載の行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に係る出資金総額が指定口座に入金された場合において、当該行使請求にかかる新株予約権行使請求取次日に発生します。

2. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口へ増加の記録を行うことにより株式を交付します。

3. 本新株予約権証券

当社は、本新株予約権に係る証券を発行しません。

4. その他

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第130条第1項に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知します。

(3)【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
666,846,000	7,600,000	659,246,000

- (注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額に、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額663,560,000円を加えた額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用は、登録免許税、弁護士費用、新株予約権の価額算定費用等の合計額であります。
4. 本新株予約権の行使期間内にその全部又は一部につき行使が行われない場合、及び本新株予約権の全部又は一部につき消却がなされた場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少いたします。

(2) 【手取金の使途】

具体的な使途	金額	支出予定時期
小型風力発電所を建設し、売電事業を行う当社子会社への出資金（当社子会社は、出資金を小型風力発電所の権利の取得及び建設に充当します。） なお、当社子会社は、原則として小型風力発電所複数基毎に1社設立する予定であり、現時点では、小型風力発電所を新規に91基～183基を見込んでおります。 詳細については、下記(ii)もご参照下さい。	659,246,000円	2019年2月19日から 2022年2月末まで
合計	659,246,000円	-

(注) (i) 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

(ii) 当社は、当社が小型風力発電所事業を運営する子会社（以下「SPC」といいます。）1社（SPC1社につき、原則として小型風力発電所複数基を予定しております。）を設立すること（小型風力発電所につきましては、原則、中長期保有目的のものとなります。売却については市況等勘案の上、高く売却できるタイミングを図り、AURA-Green Energy株式会社（住所：青森県青森市第二間屋町二丁目1番3号。代表取締役：川越幸夫。以下「AURA-Green Energy」といいます。）と売却及び諸条件を協議の上、決定していくこととなります。したがって、現時点で明確な売却基準等は定まっておられません。原則、小型風力発電所複数基毎にSPC1社を設置する理由は、太陽光発電所のメガソーラーと比較して小型風力発電1基の借入額が小さいためリース会社等金融機関から複数基（リース会社等金融機関とは原則1基ごとの借入契約を想定しております。）での借入が出来ること、また原則として中長期の保有を考えているものの、売却する際にはSPCの株式での売却となり売却しやすくなることが見込めるため。）、SPCは小型風力発電所事業に関する投資総額のうち20%から40%までの範囲で出資による資金を調達（出資金については当社とAURA-Green Energyとの間で折半します。）し、投資総額の残部（80%～60%）をリース会社等金融機関からの資金の借入により調達（リース会社等金融機関とは風力発電設備ごとに協議を行い、風力発電設備ごとに借入の契約を行う予定です。借入期間はリース会社等金融機関により異なりますが、15年間を想定しております。）すること（投資総額のうち、出資と借入の比率は、借入の調達先との協議によりSPC毎に異なります。）、SPCが土地の所有者から土地を購入又はAURA-Green Energyが既に設定した賃借権若しくは地上権を譲渡（一括又は毎年に賃借権料又は地上権料を支払うこととなります。）すること、SPCがAURA-Green Energyの保有する風力発電の売電の権利を購入して原則として小型風力発電所複数基を建設し売電事業を行うこと、売電収益からSPCのリース会社等金融機関の借入を返済すること、SPCから当社及びAURA-Green Energyへ分配することを予定しております。そして、1基あたりの小型風力発電所の建設金額（売電権利代含む。土地の取得代、土地の賃借権料又は地上権料は含みません。）は消費税込で35,964,000円を想定しております。

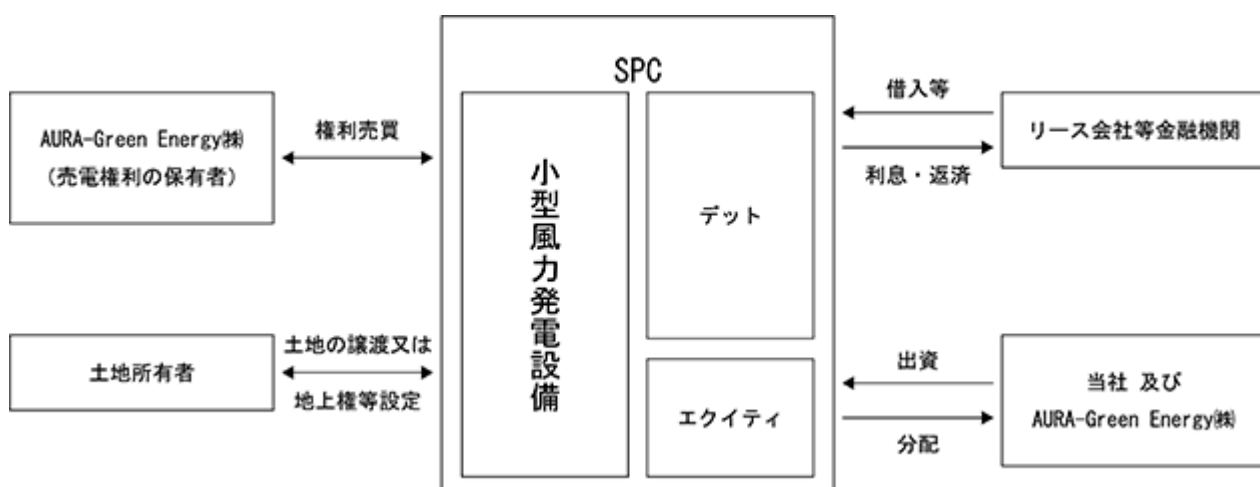
これを前提として、SPCは、投資総額を出資と借入により調達することを想定しております。この出資の割合は、小型風力発電所建設の案件毎に、借入金の調達について調達先のリース会社等金融機関との協議により借入金額が異なりますが、通常リース会社等金融機関は出資の割合として20%程度の自己資金を求めて来ます。現時点では、出資の割合は、20%から40%の範囲となることを想定しております。SPCの投資総額のうち出資による調達割合が仮に全て20%（7,192,800円）であったとした場合、その半分の10%である3,596,400円が当社の出資額となり、当該出資額で手取金概算額を除すと、183基の風力発電所の建設が可能となります。また、SPCの投資総額のうち出資による調達割合が仮に全て40%（14,385,600円）であったとした場合、その半分の20%である7,192,800円が当社の出資額となり、当該出資額で手取金概算額を除すと、91基の建設が可能となります。このように現在想定している小型風力発電所の設置基数は小型風力発電所を保有するSPCの投資総額のうちの出資と借入等による調達の割合に応じて変動すること

となるため、想定よりも借入等による調達割合が少なくなる場合には1基建設するための出資の割合が増加するため、建設基数が91基よりも減少する可能性があります。

また、上記の想定は、現時点における小型風力発電所1基当たりの建設金額を消費税込で35,964,000円と見込んだものであり、消費増税や建設金額の高騰等による1基当たりの建設費の増加により、建設基数が91基よりも減少する可能性があります。風力発電設備の部材搬入の遅れ、工事業者の手配が出来ない場合等の工事の遅れにより、小型風力発電所の設置が遅れる可能性があります。

(iii)本資金調達において、仮に当社株価が本新株予約権の行使価額を上回らず行使が進まずに資金の調達が出来ない場合でも、金融機関等の借入れや当社保有の資産を売却することによる余裕資金があれば、SPCの出資金に充当し小型風力発電所の建設を出来る限り進めていきます。当該建設を出来る限り進めることが将来的に収益として寄与すると考えております。余裕資金もなく、当社株価が本新株予約権の行使価額を上回らず行使が進まずに資金の調達が出来ない場合には、SPCの出資金に充当出来ないため、小型風力発電所は建設出来ないこととなります(ただし、本新株予約権が行使されない場合は、株式の希薄化が生じないこととなります。)

小型風力発電所を保有するSPCは当社とAURA-Green Energyが共同して出資することを想定しております。SPCを中心とした事業については、概ね以下のスキームで運営することを想定しております。



(iii) 下記の数値は参考のため1基あたりの想定数値を記載しております。

1基あたりの建設金額(売電権利代は含みます。土地の取得代金、賃借権料又は地上権料は含みません。)	33,300千円(税込35,964千円)
発電出力(ACベース)	約20Kw
想定発電量(1年間)	85,600kWh
想定売電収入(1年間)	4,708千円
完成時期(予定)	2019年5月頃から順次
出資額に対する単純利回り(20年平均)	約13%
純営業収益率(NOI)(20年平均)	約9%

*上記SPCは、当社及びAURA-Green Energyが共同して出資し、収益分配も折半することとなります。

*上記の数値は年間平均風速6m/sを前提として算定しております(年間平均風速6m/sを前提としたのは、風速約6m/s以上が当社の収益目標(投資金額及び収益予測を勘案)としているため、設置場所につきましても原則、風速約6m/s以上を狙っていくためであります。AURA-Green Energyは、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の風況データ等に基づき風況の強い地区の風力案件を取得しており、その地区の周辺の実績データ等に基づき風力発電設備を設置(当社としても国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の風況データ等を確認しております。)すれば、風速約6m/s以上の実現可能性は高いと考えておりますが、風速約6m/s以上を契約等で担保・保証されている状況ではありません。そのため、年間平均風速がこれを下回る場合には、想定発電量、想定売電収入、単純利回り及び純営業収益率は低下することとなります。)

*上記の数値については、現時点の当社の事業計画では固定買取価格は55円/kWhを前提として算出しております。なお、本覚書において、AURA-Green Energyが保有し、SPCに譲渡する風力発電の固定買取価格は55円/kWh又は20円/kWhとなっております。当社は固定買取価格55円/kWhの案件を中心に進めていき、固

定買取価格20円/kWhの案件につきましては、75 Kw仕様の小型風力発電機の発電から低圧50 Kwの連携及び蓄電池を使用することにより固定買取価格55円/kWhの案件と同等の収益性(上記1基あたりの想定数値の出資額に対する単純利回り、及び純営業収益率、等の収益率が同等のもの。)にあうものを選定できた場合にに取り組むこととなります。当社とAURA-Green Energyとの間では固定買取価格は55円/kWhと20円/kWhの案件数や割合等は現時点ではなんら決まっておりませんが、当社としては現時点で固定買取価格55円/kWhの案件を推進していく予定でございます。

また、制度が変更され、固定買取価格の引き下げが生じた場合は、想定売電収入、単純利回り及び純営業収益率は低下することとなります。

(iv)本新株予約権の全部又は一部が行使されない場合には、当社の現預金に余裕がある場合には手持ちの資金でSPCへ出資する予定ではございますが、小型風力発電所の建設が全部又は一部が行われないこととなります。なお、本新株予約権払込金額については、本新株予約権の発行諸費用に使用されます。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	氏名	川越 幸夫
	住所	青森県青森市
	職業の内容	勤務先の名称及び役職： AURA-Green Energy株式会社 代表取締役社長 農業生産法人株式会社あうらスマートアグリ 代表取締役社長 所在地： 青森市第二問屋町二丁目1番3号 高繁ビル2F 青森県青森市六枚橋字山越222-1 事業の内容： 再生可能エネルギー発電事業 黒にんにくの製造販売
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	当社は、同人が100%株主かつ代表者であるAURA-Green Energy株式会社との間で小型風力発電所の建設を行う取り組みを行っており、また、本日、同社との間で小型風力発電所に関する覚書を締結しております。また、同社との間で当社子会社において小型風力発電所及び小型風力発電の売電権利（固定買取価額は55円/kWh）を当該会社より合計268百万円購入しております。小型風力発電所の購入に伴い、当社子会社において地上権譲渡契約書を締結しております。

a. 割当予定先の概要	氏名	Marilyn Tang
	住所	シンガポール国
	職業の内容	個人投資家
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	2013年1月30日に当社が発行した新株式（発行価額9,997万円）及び新株予約権（発行価額1,800万円、行使価額30,000万円）並びに2018年3月13日に当社が発行した新株式（発行価額9,900万円）に資金を拠出頂いております。2018年9月30日現在、当社株式5,446,000株を保有しており、第1位株主でございます。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

（注）2018年10月1日をもって、2018年9月30日（実質上9月28日）の最終の株主名簿に記録された株主の所有株式数10株につき1株の割合で併合しております。

a. 割当予定先の概要	氏名	PERMAN YADI
	住所	シンガポール国
	職業の内容	勤務先の名称及び役職：Opulence Group Pte Ltd Executive Director 所在地：18 Sin Ming Lane #07-03 Midview City Singapore 573960 事業の内容：投資業
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	2013年1月30日に当社が発行した新株式（発行価額1,170万円）及び新株予約権（発行価額1,800万円、行使価額30,000万円）に資金を拠出頂いております。2018年9月30日現在、当社株式を保有しておりません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

c. 募集の目的及び理由

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（株多摩川ホールディングス）、子会社19社、関連会社1社により構成されており、電子・通信用機器事業、再生エネルギー発電所事業（以下「再エネ発電所事業」といいます。）、再生エネルギーシステム販売事業（以下、「再エネシステム販売事業」といいます。）を主たる業務としております。

第51期第2四半期連結累計期間(平成30年4月1日から平成30年9月30日まで)の事業の種類別セグメントの経営成績の状況は、次のとおりです。

電子・通信用機器事業につきましては、移動体通信分野と、官公庁及び公共関連分野での受注拡大に注力したこと、及び業務効率の向上を促進させた結果、受注高は1,649百万円(前年同期比75.4%増)、売上高は1,035百万円(前年同期比2.5%減)となり、セグメント損失は31百万円(前年同期はセグメント利益10百万円)となりました。

再エネシステム販売事業につきましては、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律(改正FIT法)の施行に伴う申請項目や必要書類の増加、申請不備率の増加及びその対応等の理由により、完了までに未だ相当な期間を要しているものの、太陽光発電所をはじめとした分譲販売に注力した結果、受注高は93百万円(前年同期比13.2%減)、売上高256百万円(前年同期比592.6%増)、セグメント損失は15百万円(前年同期はセグメント損失79百万円)となりました。

再エネ発電所事業につきましては、稼働済みの下関市、館山市、袖ヶ浦市及びかずみがうら市の各太陽光発電所が順調に売電し、長崎県五島市のメガソーラー発電所及び静岡県島田市のソーラーシェアリング発電所が当期より本格的に売電が開始されたことから、売上高379百万円(前年同期比87.5%増)、セグメント利益は149百万円(前年同期比74.9%増)となりました。

第51期第2四半期連結会計期間末(平成30年9月30日)の財政状態は、次のとおりです。

総資産につきましては、前連結会計年度末に比べ417百万円減少し、10,761百万円となりました(これは主に、長期前払費用の支出や借入金の返済などにより、現金及び預金が減少したためであります)。

負債につきましては、前連結会計年度末に比べ315百万円減少し、7,653百万円となりました(これは主に、短期借入金及び長期借入金の返済によるものであります)。

純資産につきましては、前連結会計年度末に比べ102百万円減少し、3,108百万円となりました(これは主に、配当金の支払及び親会社株主に帰属する四半期純損失の計上によるものであります)。

第51期第2四半期連結累計期間(平成30年4月1日から平成30年9月30日まで)のキャッシュ・フローの状況は、次のとおりです。

現金及び現金同等物(以下「資金」という。)につきましては、売掛金等の回収による売上債権の減少や長期借入金による収入等があったものの、有形固定資産の取得による支出やリース債務の返済による支出等があり、前連結会計年度末に比べ291百万円減少し、1,426百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローにつきましては、営業活動の結果獲得した資金は605百万円(前年同期は142百万円の資金支出)となりました。これは主に、消費税及び地方消費税の還付による未収消費税等の減少や、売掛金等の回収による売上債権の減少等によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、投資活動の結果獲得した資金は64百万円(前年同期は636百万円の資金支出)となりました。これは主に、長期貸付金の回収による収入や長期前払費用の減少による収入等によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、財務活動の結果支出した資金は969百万円(前年同期は757百万円の資金獲得)となりました。これは主に、短期借入金及び長期借入金の返済による支出などによるものであります。

当社グループの事業領域の柱の一つである再生可能エネルギーの事業において、再エネシステム販売事業におきましては、主に太陽光発電設備の仕入・販売活動を行っており、再エネ発電所事業におきましては、メガソーラー発電所及び風力発電所を保有し、電力会社へ電力を販売しております。

保有している太陽光発電所は順調に売電し、また太陽光発電設備の分譲販売等におきましても引き続き受注は見込まれ、第51期第2四半期連結累計期間における再生可能エネルギー事業は前年同期に比して増収増益となりました。しかしながら、当社グループが主に事業展開してきた太陽光発電事業においては、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律(改正FIT法)の影響やFIT制度における太陽光発電の未稼働案件に対する新たな対応が公表される等、取り巻く事業環境は厳しい状況にあります。

加えて、太陽光発電の固定価格買取制度は、2012年は40円/kWhであったところ、徐々に引き下げられ、2018年は18円/kWhとなり、当社としても高い事業性を確保することが困難となっている状況であります。

そのため当社は太陽光発電事業の次なる柱として、風力発電事業に着目して参りました。

当社の経営方針としては、再エネシステム販売事業において、今後は太陽光発電以外の再生エネルギーを活用した風力等の発電システムの販売も視野に入れ、日本全国にその販路を拡大すべく、社内体制を整え、営業活動をさらに強化し、引き続き収益の獲得を目指しております。また、再エネ発電所事業では、地域に密着した太陽光発電所及び風力発電所の開発をさらに推進すべく、発電用地の確保から、電力会社への売電開始まで、一貫した管理体制を整えることで、さらなる建設を進めることとしております。

このような経営方針のもと、これまで太陽光発電所事業において培ってきたノウハウ等を活用し、次なるクリーンエネルギーの柱として小型風力発電所の開発を本格的に手がけることとなりました。風力発電に関しては太陽光発電と比

べると風が吹くと夜間でも発電するため、設備利用率が高く、風況の良い場所を選定することにより高い事業性を確保することが出来るものと考えております。

以上の経営方針に基づく取り組みの一環としまして、当社は小型風力発電所に関し、以下の公表をしております。

2016年2月1日付「再エネシステム販売事業における新商品(小型風力発電設備)に関するお知らせ」のとおり、当社グループで保有している館山市メガソーラー発電所(発電出力約2,000Kw)の余剰敷地内において、小型風力発電設備1基(発電出力:19.5Kw)を建設・自社保有いたしました。当社の試験用の小型風力発電所となります。

2018年2月23日付「小型風力発電事業にかかる売電権利の取得に関するお知らせ」のとおり、東北地方及び北海道地方において小型風力発電事業を行なうため50箇所の売電権利(固定買取価額は55円/kWh)を取得し、順次小型風力発電所の建設準備を進めております。

2018年4月23日付「青森県下北郡大間町における小型風力発電所の売電開始に関するお知らせ」のとおり、当社子会社である株式会社G P エナジー3において青森県下北郡大間町に小型風力発電を設置し、系統連係が4月20日に完了し売電が開始されております。

2018年6月25日付「SPCスキームによる小型風力発電事業の開始に関するお知らせ」のとおり、当社子会社である合同会社G P エナジーDにおいて、売電権利(固定買取価額は55円/kWh)を保有するAURA-Green Energyと共同し、当社子会社が当社とAURA-Green Energyから出資を受けるとともに借入を行って資金を調達した上でAURA-Green Energyから売電権利を購入して小型風力発電所を建設して売電を行うという枠組みにおいて、小型風力発電所の建設を行う取組みを行っております。なお、開示当時は、AURA-Green Energyの営業戦略の都合上もあり、同社の要請により社名は非公表とさせていただきますが、AURA-Green Energyと当社とは、当社グループ保有の青森県三沢市太陽光発電所の地区において、当社グループが太陽光発電所の案件を探している中、同地区にてAURA-Green Energyの代表取締役である川越幸夫氏が法人名義で太陽光発電所を保有しており、同太陽光発電所の売却意向があったことから売買の協議の過程で2016年7月頃に知り合いました(なお、当該太陽光発電所の売買には至っておりません)。

2018年7月23日付「割賦販売契約の締結による固定資産(小型風力発電所)の取得に関するお知らせ」のとおり、当社子会社である合同会社G P エナジーCは、青森県において出力19.8Kwの小型風力発電所4基を取得するため、割賦販売契約を締結いたしました。この小型風力発電所は、50箇所の売電権利のうちの3基と以前に独自で取得してありました1基の合計4基であり、4基とも全て20年間の固定買取価額は55円/kWhとなっております。

2018年12月28日付「青森県下北郡における小型風力発電所2基の売電開始に関するお知らせ」のとおり、上記に記載の小型風力発電所4基のうち、青森県下北郡に設置いたしました小型風力発電所2基(1基あたり出力19.8Kw)の売電が開始されました。

しかしながら、当社が上記のとおり小型風力発電所の開発を本格的に手がけ始めたものの、小型風力発電の固定価格買取制度においても、従来55円/kWhであったところ、2018年からは20円/kWhまで下がり、55円/kWhの小型風力発電所がプレミア化の様相を呈するようになっている状況も見られております。

一方、AURA-Green Energyは、2015年10月の設立当初から、再生可能エネルギー発電事業(特に小型風力発電所)を中心に手掛けており、北海道及び青森県にて小型風力発電運用の固定買取価額が55円/kWhである約500箇所の売電権利及び土地の利用権を確保しております。

このような中、2017年10月からAURA-Green Energyより小型風力発電所の購入を行い、2018年5月頃からは、当社として積極的に55円/kWhの自社保有の風力発電所の早期取得を目指すニーズがあり、当社代表取締役 榎沢徹よりAURA-Green Energyの代表取締役 川越幸夫氏に対して、本新株予約権の割当てと、リース会社等金融機関は当社で交渉を行い設定する前提のもと、小型風力発電所の共同保有での開発を提案するに至りました。

当該提案に対し、AURA-Green Energyは、積極的に早く55円/kWhの自社保有の風力発電所の取得を目指すニーズがあること、AURA-Green Energyの経営成績及び財政状態が2016年8月期の設立初年度から売電権利の獲得を推進することに集中していたため2016年8月期、2017年8月期は営業赤字であり、純資産は直近2期間が債務超過となっている状況を理由に、当社がリース会社等金融機関との間で小型風力発電設備の設置に掛かる資金調達の交渉を行い資金を調達すること、当社が本新株予約権をAURA-Green Energyの代表取締役である川越幸夫氏に割当ててることを条件に承諾を頂きました。

この結果、AURA-Green Energyに当社から共同で風力発電所の運営を行う協議を行った上、上記の取組を行い、小型風力発電所の建設基数増加の速度を上げ、また成約の角度を高めるために風力発電所事業に関する業務提携に関する覚書(以下「本覚書」という。)を締結し、本新株予約権を割当てることとなりました。

AURA-Green Energyは、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の風況データ等に基づき風況の強い地区の風力案件を多数取得しており、その地区の周辺の実績データ等に基づき風力発電設備を共同で設置することは、本新株予約権の行使により希薄化は発生するものの、将来的に収益として寄与すると考えております。

当社は、当社が小型風力発電所複数基毎に、原則として同発電所事業を運営する子会社(以下「SPC」といいます。)1社を設立すること(複数基の基数はリース会社等金融機関との協議により決定いたします。)、SPCは小型風

力発電所事業に関する投資総額のうち20%から40%までの範囲で出資による資金を調達（出資金については当社とAURA-Green Energyとの間で折半します。）し、投資総額の残部（80%～60%）をリース会社等金融機関からの資金の借入により調達すること（投資総額のうち、出資と借入の比率は、借入の調達先との協議によりSPC毎に異なります。）、SPCがAURA-Green Energyが保有する風力発電の売電の権利（AURA-Green Energyと共同出資という形態から、両社で設定した収益目標計画に沿った総投資額及び収益となるよう売電権利価格の調整・設定を行います。）を購入して小型風力発電所を建設し売電事業を行うことにより、当社として収益性のある小型風力発電事業を行うことができるものと判断しました。

そこで、当社は、2019年1月25日以下のとおり、AURA-Green Energyとの間で、同社の保有する小型風力発電所の売電に関する権利をSPCに譲渡すること、SPCに対する共同出資、当社によるSPCの出資金の一部を調達するためにAURA-Green Energyの代表である川越幸夫氏に対し、本新株予約権の一部を発行することを内容とする本覚書を締結するに至りました。

（AURA-Green Energyの役割）

風力発電の売電権利及び事業のために利用する土地を当社が組成又は設立するSPCに対して譲渡（但し、AURA-Green Energyが既に賃借権又は地上権の設定をしている場合には、賃借権又は地上権をSPCに対して譲渡するものとする。）すること。売電権利の価格は両社で設定した収益目標計画に沿った総投資額及び収益となるよう売電権利価格の調整を行い価格の設定を行うこと。

SPCによる風力発電に対する投資総額の20%～40%（案件により異なります。）で設定される出資部分（投資総額の残額は借入等の負債による調達となります。）の50%を出資すること。

覚書の締結日から3年間で風力発電150力所の売電開始を目標とすること。

（当社の役割）

AURA-Green Energyの代表取締役である川越幸夫氏に対し、発行価額の払込を条件として、本新株予約権を発行すること。

上記SPCの出資部分の50%を出資すること。

SPCの投資総額の借入等の負債による調達について努力義務を負うこと。

覚書の締結日から3年間で風力発電150力所の売電開始を目標とすること。

なお、当社としては、本覚書に基づくAURA-Green Energyとの小型風力発電所の共同事業に関して資金調達を行う目的として、本新株予約権を発行するものであることから、その割当予定先については、AURA-Green Energy側であれば、AURA-Green Energy又は同社100%株主かつ代表者である川越幸夫氏のいずれを割当予定先としても、同社との共同事業には支障はないことから、川越幸夫氏の要望により、同人を本新株予約権の一部の割当予定先としております。

また、本覚書を踏まえて当社がAURA-Green Energyと行う小型風力発電所事業に必要な当社負担部分の資金は川越幸夫氏が拠出できる資金を上回ることから、同氏の他、2013年1月30日に当社が発行した新株予約権の割当先であって、当社代表取締役の榊沢徹の知人でもあり、当社の再生可能エネルギー事業の方針に賛同いただいたMarilyn Tang氏（同氏には、2013年1月30日に当社が発行した新株式（発行価額9,997万円）及び新株予約権（発行価額1,800万円、行使価額30,000万円）並びに2018年3月13日に当社が発行した新株式（発行価額9,900万円）にも資金を拠出頂いております。）及びPERMAN YADI氏（同氏には、2013年1月30日に当社が発行した新株式（発行価額1,170万円）及び新株予約権（発行価額1,800万円、行使価額30,000万円）にも資金を拠出頂いております。）を割当予定先として第三者割当により本新株予約権を発行することとしました。

そして、本新株予約権の発行及び行使による調達資金を、当社子会社への出資により拠出することで、当社子会社が行う、風力発電所の設置に充当することとしました（各案件の詳細につきましては、上記「第1募集要項 2新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途」をご参照ください。）。

仮に当社株価が本新株予約権の行使価額を上回らず行使が進まずに資金の調達が出来ない場合でも、金融機関等の借入れや当社保有の資産を売却することによる余裕資金があれば、SPCの出資金に充当し小型風力発電所の建設を出来る限り進めていきます。当該建設を出来る限り進めることが将来的に収益として寄与すると考えております。余裕資金もなく、当社株価が本新株予約権の行使価額を上回らず行使が進まずに資金の調達が出来ない場合には、SPCの出資金に充当出来ないため、小型風力発電所は建設出来ないこととなります（ただし、本新株予約権が行使されない場合は、株式の希薄化が生じないこととなります。）。

AURA-Green Energyの概要は、次のとおりです。

（1）	名称	AURA-Green Energy株式会社
（2）	所在地	青森市第二問屋町二丁目1番3号
（3）	代表者の役職・氏名	代表取締役 川越 幸夫
（4）	事業内容	再生可能エネルギー発電事業
（5）	資本金	15,000,000円

(6)	設立年月日	2015年10月1日		
(7)	発行済株式数	1,500株		
(8)	決算期	8月		
(9)	従業員数	10名		
(10)	主要取引先	HYエネルギー株式会社、プロスペックAZ株式会社		
(11)	主要取引銀行	みちのく銀行、青森銀行		
(12)	大株主及び持株比率	川越 幸夫	100.0%	
(13)	当事会社間の関係			
	資本関係	該当事項はありません。		
	人的関係	該当事項はありません。		
	取引関係	当社は当該会社との間で小型風力発電所の建設を行う取り組みを行っており、また、本日、当該会社との間で小型風力発電所に関する覚書を締結しております。 当社と当該会社との間に取引関係はありませんが、当社子会社において小型風力発電所及び小型風力発電の売電権利（固定買取価額は55円/kWh）を当該会社より合計268百万円購入しております。小型風力発電所の購入に伴い、当社子会社において地上権譲渡契約書を締結しております。		
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
(14)	最近3年間の経営成績及び財政状態			
	決算期	2016年8月期	2017年8月期	2018年8月期
	純資産	619千円	19,623千円	4,789千円
	総資産	95,906千円	359,682千円	671,481千円
	1株当たり純資産(円)	10,328.90	13,082.08	3,192.91
	売上高	12,200千円	69,200千円	532,556千円
	営業利益	2,317千円	31,408千円	18,398千円
	経常利益	2,316千円	32,302千円	13,276千円
	当期純利益	2,380千円	32,482千円	14,833千円
	1株当たり当期純利益(円)	39,671.10	21,655.23	9,889.16
	1株当たり配当金(円)			

(注) AURA-Green Energy は2015年10月1日に設立され、2018年8月期で3期目の状況であり、設立以来、北海道及び青森県を中心に小型風力発電の固定買取価額が55円/kWhである小型風力案件の確保を推進し、現状、約500箇所の売電権利及び土地の利用権を確保しております。小型風力発電業界の現況は、日本国内での風況の関係上、北海道及び東北地方の需要が高く、北海道及び東北地方の中でも特に青森県に需要が集中しており、風力発電業者も北海道及び青森県に着目している状況です。

最近3年間の経営成績及び財政状態については、2016年8月期の設立初年度から売電権利の獲得を推進することに集中していたため、2016年8月期、2017年8月期と営業赤字の状況となっており、そのため純資産は直近2期間が債務超過となっております。

AURA-Green Energyは、現状、売電権利の販売及び工事の施工を収益の柱（現状において自社独自で風力発電所自体を保有し、売電収入を得ているものではありません。）としており、会計の収益基準上、工事売上については風力発電所の工事が完了したのちに引渡（引渡基準）により収益が計上されるため、工事予定件数から想定される収益を前提とすれば2019年8月期には債務超過は解消する見込みであるとの説明を受けており、かつ、未だ売電の権利を複数所有していることから、当社は、AURA-Green Energyの財務の状況について、本書提出日現在においては、同社と風力発電所事業を協業する限りにおいて支障はないものと判断しております。

d. 資金調達方法の選択の理由

当社は、本新株予約権の発行による資金調達方法を選択するにあたり、本覚書に適した資金調達方法を検討してまいりました。

本覚書により、両者は、覚書の締結日から3年間で風力発電150力所の売電開始を目標とし、AURA-Green Energyは、風力発電の売電権利及び事業のために利用する土地を当社が組成又は設立するSPCにて譲渡（但し、AURA-Green Energyが既に賃借権又は地上権の設定をしている場合には、賃借権又は地上権をSPCに対して譲渡するものとする。）することと併せて、SPCによる風力発電に対する投資総額の20%～40%（案件により異なります。）で設定される出資部分（投資総額の残額は借入等の負債による調達となります。）の50%を出資し、当社は上記SPCの出資部分の50%を出資し、SPC

の投資総額の借入等の負債による調達について努力義務を負うこととなります(借入等による調達が困難な場合にはSPCによる風力発電に対する投資が行われないうこととなります。)

本覚書により、当社は川越幸夫氏が代表取締役であるAURA-Green Energyより風力発電の実施に必要な売電権利と土地の利用に必要な権利を確保する見込みが生じることとなる一方、風力発電所の建設のために当社が設立するSPCが必要とする資金については、上記のとおり、SPCとしての自己資金とリース会社等金融機関からの借入によることとしております。このリース会社等金融機関からの借入に際しては一定程度の自己資金があることが前提となること、当社の現状の自己資金約205百万円は運転資金に加え、太陽光発電所設備及び自社単独での風力発電所の設置(現状、自社で固定買取価額が55円/kWhの小型風力発電所の権利について、北海道を中心に47箇所(取得した50箇所の内3箇所は建設中。)保有している状況です。)に投資される予定であるため、またリース会社等金融機関からの長期の出資を目的とした借入は現状では難しく、かつ通常はリース会社等金融機関は自己資金での出資を求めため、AURA-Green Energyとの風力発電所の共同設置のためには、当社は自己資金を調達する必要があります。

そこで、当社としては、本覚書に際しては、自己資金として資本性の資金を調達する必要があるものと判断し、当社としては、払込みの確実性という観点からは、新株式による資金調達が望ましいものの、各割当予定先より、本覚書は覚書の締結日から3年間で風力発電150カ所の売電開始を目標としたものであり、その建設資金は3年間の範囲で随時拠出されていくものであって、SPCとして投資資金が必要な際に随時資金を拠出したいという要望があることから、本新株予約権を発行することとしました。

なお、新株予約権による資金調達は、新株式による資金調達と比べて株価が行使価額を下回った場合に本新株予約権が行使されず、資金調達ができず、SPCによる風力発電事業を行えなくなる可能性もありますが、当社としては、AURA-Green Energyとの小型風力発電事業を着実に進めていくことにより、株主の皆様当社の企業価値、ひいては株価の向上に期待を頂くことにより、本新株予約権の割当予定先に対しても本新株予約権の行使を働きかけていく所存でございます。また、新株予約権による資金調達は、上記のとおり、新株予約権が行使されないというリスクがある一方、新株式の発行と異なり、本新株予約権が行使されるまでは株式の希薄化が現実には生じないという点においては、既存株主の皆様にとってはメリットもあると考えております。

本新株予約権の全てが行使された場合には、当社の普通株式に係る総議決権数43,424個(2018年9月30日現在)に対して24.41%の希薄化が生じるものの、当社は今回の資金調達に際し、上記記載の背景並びに以下に記載する「本資金調達方法の特徴」及び「他の資金調達方法との比較」を総合的に勘案した結果、本新株予約権の発行による資金調達が現時点における最良の選択であると判断いたしました。

〔本資金調達方法の特徴〕

本資金調達方法の特徴は、以下のとおりとなります。

希薄化

本新株予約権の目的である当社普通株式の数は1,060,000株で一定であるため、株価動向によらず、本新株予約権の行使の結果交付されることとなる当社普通株式数が限定されていること（本新株予約権の全てが行使された場合には、当社の総議決権数43,424個（2018年9月30日現在）に対する希薄化率は24.41%）により、希薄化を限定し、既存株主の利益に配慮しています。

譲渡制限

割当予定先は、当社の事前の同意がない限り、割当を受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできないこととなっています。

本新株予約権の取得事由

取得事由は、次のとおりです。当該取得事由により、当社の株価が本新株予約権の行使価額を上回っている場合には、行使を促進する効果があります。

- (ア) 当社は、当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条第2項（残存する本新株予約権の一部を取得する場合は、同法273条第2項及び第274条第3項）の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の2週間前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に本新株予約権の払込金額相当額を支払うことにより、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。
- (イ) 当社は、株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値が、当初行使価額の250%以上となった場合、当該日の翌日以降、本新株予約権の払込金額相当額を支払うことにより、その時点において残存する本新株予約権の全部を取得する。

本新株予約権のデメリット

本新株予約権については、以下の(ア)～(ウ)のようなデメリットがあります。

- (ア)本新株予約権による資金調達は、割当予定先が本新株予約権を行使した場合に限り、その行使された本新株予約権の目的である普通株式の数に行使価額を乗じた金額の資金調達がなされるものとなっているため、上記「1.募集の概要」(5)に記載された資金調達の額に相当する資金を短期間で調達することは難しくなっております。
- (イ)第三者割当方式という当社と割当予定先のみでの契約であるため、資金調達を行うために不特定多数の新投資家を幅広く勧誘することが難しくなっております。
- (ウ)株価や出来高等の状況によっては権利行使が進まず、資金調達及び資本増強が進まず予定通り達成されない可能性があります。

〔他の資金調達方法との比較〕

公募増資による当社普通株式の発行は、短期間で多額の資金調達を行うことが可能ではあるものの、同時に1株当たり利益の希薄化も短期間に大きく引き起こされるため、株価に対する直接的な影響がより大きいと考えられます。また、通常数週間の準備期間を要するため、株価変動等により、機動的かつタイムリーな資金調達機会を逸してしまう可能性があると考えられます。また、発行決議日から条件決定時までの株価下落によっては、資本増強額（調達額）が当初予定よりも減少する可能性があります。

第三者割当による当社普通株式の発行は、短期間で多額の資金調達を行うことが可能ではあるものの、同時に1株当たり利益の希薄化も短期間に大きく引き起こされるため、株価に対する直接的な影響がより大きいと考えられます。加えて割当先が相当程度の議決権を保有する大株主となるため、当社の株主構成及びコーポレートガバナンスに影響を及ぼす可能性があると考えられます。

株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（以下「MSCB」といいます。）は、MSCBの割当先が転換権を有しているため発行会社のコントロールが一切及ばず、かつ、転換終了まで転換株数（希薄化率）が未確定であるため、1株当たり利益の希薄化に及ぼす影響の予測が困難となり、株主を不安定な状況に置くことになると考えられます。

新株予約権の無償割当てによる資金調達手法であるライツ・オファリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オファリングと、当社は元引受契約を締結せず、新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノン・コミットメント型ライツ・オファリングがありますが、コミットメント型ライツ・オファリングにおいては、国内で実施された事例が少なく、ストラクチャーの検討や準備に相当の時間を要することから、現時点においては当社の資金調達手法として適当でないと考えられます。また、ノン・コミットメント型ライツ・オファリングにおいては、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金調達を実現できるかどうか不透明であると考えられます。

借入により全額調達した場合、調達金額が負債となり、財務体質の一層の強化を図り、安定的かつ強固な経営基盤の確立を図るという目的を達成することが出来ず、財務戦略の柔軟性が低下することが考えられます。

e. 割当予定先を選定した理由

当社は、太陽光発電事業の次なる柱として、風力発電事業を模索する中、2017年10月よりAURA-Green Energyと当社子会社である株式会社多摩川エナジーは小型風力発電設備の購入及び風力発電権利の購入を行っており、2018年6月25日付「SPCスキームによる小型風力発電事業の開始に関するお知らせ」のとおり、当社子会社である合同会社GPエナジーDにおいて、売電権利（固定買取価格は55円/kWh）を保有するAURA-Green Energyと共同し、SPCスキームによる小型風力発電の建設を行う取組みを行うこととなり、同社との取引関係が増えている状況であります。このような中、当社は風力発電事業の更なる拡大を検討しており、AURA-Green Energyも自らの保有する風力発電の権利の活用を検討していく中で、両者で本格的に提携を進めることについて協議が行われ、本覚書を締結するに至りました。当社としては、本覚書に基づくAURA-Green Energyとの小型風力発電所の共同事業に関して資金調達を行う目的として、本新株予約権を発行するものであることから、その割当予定先については、AURA-Green Energy側であれば、AURA-Green Energy又は同社100%株主かつ代表者である川越幸夫氏のいずれを割当予定先としても、同社との共同事業には支障はないことから、川越幸夫氏の要望により、同人を本新株予約権の一部の割当予定先としております。

Marilyn Tang 氏及びPERMAN YADI 氏は、当社の代表取締役である榎沢徹の知人（榎沢徹とMarilyn Tang 氏は、過去において、コメルツバンクサウスイーストアジア社での同僚でありました。榎沢徹とPERMAN YADI 氏は、過去において、和光証券株式会社（現 みずほ証券株式会社）での同僚でありました）であり、2013年1月30日に当社が発行した新株予約権の割当先の上位2名（Marilyn Tang 氏には、2018年3月13日に当社が発行した新株式（発行総額9,900万円）にも資金を拠出頂いております。）でもあります。今回、両名に対し、当社代表取締役の榎沢徹が風力発電所事業の優位性を説明して、当社の今後の風力発電事業の展開について理解を頂けたことから、割当予定先として選定するに至りました。

f. 割り当てようとする本新株予約権の目的である株式の数（新株予約権の割当個数）

氏名又は名称	本新株予約権の目的である株式の数（新株予約権の割当個数）	本新株予約権の払込金額と行使価額の合計額
川越幸夫	510,000株（5,100個）	320,841,000円
Marilyn Tang	510,000株（5,100個）	320,841,000円
PERMAN YADI	40,000株（400個）	25,164,000円
合計	1,060,000株（10,600個）	666,846,000円

g. 株式等の保有方針

各割当予定先に対しては、風力発電所の投資案件の進捗に応じて、本新株予約権を行使頂く予定となっております。

川越幸夫氏につきましては、本新株予約権を行使した新株式につきましては、同氏が資金的に余裕がない場合は、本新株予約権の行使代金として、一部株式数を売却する方針と口頭で聞いており、売却以外の株式については、当該株式を中長期保有目的とする旨の表明を口頭により確認しております。

Marilyn Tang 氏につきましては、本新株予約権を行使した新株式につきましては、中長期保有目的とする旨の表明を口頭により確認しております。

PERMAN YADI氏につきましては、本新株予約権を行使した新株式につきましては、一部株式数は純投資目的で売却する方針と口頭で聞いており、売却以外の株式については、当該株式を中長期保有目的とする旨の表明を口頭により確認しております。

また、Marilyn Tang 氏につきましては、将来的に当社グループの風力発電所事業の業務提携先等の協力者が現れた場合には本新株予約権の一部又は本新株予約権を行使した新株式を譲渡する要請をしており、業務提携先等の協力者に転売する可能性があります。当社の方針に基づく転売の要請については賛同頂いております。なお、Marilyn Tang 氏に要請をする理由といたしましては、当社代表取締役である榎沢徹の古くからの知人であり、当社の株式を筆頭株主として長期間保有して頂き信頼できるため、上記のとおり要請を行うものであります。

また、本新株予約権の譲渡につきましては、譲渡制限が付されており、取締役会決議の承認を必要としていることから、当該承認に先立ち、当社にて第三者の信用調査機関への調査依頼及び財産の存在を確認いたします。

h. 払込みに要する資金等の状況

川越幸夫氏、Marilyn Tang氏及びPERMAN YADI氏に対して発行する本新株予約権の払込金額及び行使価額の払込みに関する財産につき、以下の内容を確認いたしました。

川越幸夫氏につきましては、株式会社あうら（住所：青森県青森市幸畑二丁目6番10号。代表取締役：川越真実）からの借入により本新株予約権の払込金額及び行使価額の払込みを行うと聴いていることから、川越幸夫氏が全株式を保有する株式会社あうらの2018年1月期の前期税務申告書及び2018年10月末までの試算表を取得しております。直近試算表の預金残高が、本新株予約権の払込金額及びその行使価額を下回る預金残高ではあるものの、会社の情報及び状況をヒアリングの上、株式会社あうらから同社の資金調達に係る書面を当社は確認し、かつ同社からは「資金的に余裕がある限りにおいて川越幸夫氏へ融資する」旨の当社への確約書を取得したこと、また、川越幸夫氏は、同様に資金的な余裕がない場合は、本新株予約権の行使代金として、取得した当社株式の一部を売却する方針であることが

らこれによっても資金調達を行うことは可能であること等から、当社は本新株予約権の払込金額及びその行使価額につき払込みに足るものと判断しました。

Marilyn Tang氏につきましては、銀行口座の残高レポートの写しを取得し、2018年12月末時点の銀行口座の残高を確認し、銀行口座残高が、本新株予約権の払込金額及びその行使価額を上回る預金残高であることを確認しました。これにより、当社は本新株予約権の払込金額及びその行使価額につき払込みに足るものと判断しました。

PERMAN YADI氏につきましては、銀行口座の残高レポートの写しを取得し、2018年11月末時点の銀行口座の残高を確認し、銀行口座残高が、本新株予約権の払込金額及びその行使価額を上回る預金残高であることを確認しました。これにより、当社は本新株予約権の払込金額及びその行使価額につき払込みに足るものと判断しました。

i. 割当予定先の実態

割当予定先につきましては、当社から第三者の信用調査機関へ調査を依頼しました。Marilyn Tang氏及びPERMAN YADI氏につきましては、アジアに幅広いネットワークを有する独立系の企業アドバイザー・ファームである Crossborder Pte Ltd (住所: 50 Raffles Place, #11-05 Singapore Land Tower, Singapore 048623) による調査を行い、当該割当予定先、主要関係企業及びその関係人物等についても反社会的勢力との関わりを示す情報などはなく、反社会的勢力との関わりのあるものではないと判断される旨の報告書を受領しております。また、川越幸夫氏につきましては、株式会社トクチョー(住所: 東京都千代田区神田駿河台3-2-1新御茶ノ水アーバントリニティ6階。代表: 荒川一枝)による調査を行い、当該割当予定先、主要関係企業及びその関係人物等についても反社会的勢力との関わりを示す情報などはなく、反社会的勢力との関わりのあるものではないと判断される旨の報告書を受領しております。

これらに加えて、割当予定先が暴力団等とは一切関係がないことについて、割当予定先からその旨を証する書面を受領し確認しております。以上から、割当予定先並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力とは関係がないものと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行要項に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが算定した結果を参考として、本新株予約権の1個の払込金額を算定結果と同額の310円としました。なお、当該算定機関は、当社普通株式の株価、当社普通株式の流動性、当社の資金調達需要等について一定の前提を置き、評価を実施しています。当社は、当該算定機関の算定結果を参考にしつつ、また、上記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由」に記載の事由を勘案の上、本新株予約権の払込金額が合理的であると判断しました。また、当初行使価額は、現状の当社株価の水準などを勘案し、2019年1月24日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の額としました。

これらの結果、本日開催の取締役会において当社監査役全員(うち社外監査役2名)から、本新株予約権の払込金額は上記算定結果に照らして割当予定先に特に有利でなく、取締役の判断について適法であり、法令に違反する重大な事実は認められない旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の資金調達の後、本新株予約権の全てが行使された場合には、当社の総議決権数43,424個(2018年9月30日現在)に対して24.41%の希薄化が生じます。しかしながら、当該資金調達は、当社の中長期的な事業規模の拡大や、財務体質の一層の強化を図り、安定的かつ強固な経営基盤の確立に繋がるものであり、また、比較的長期間かつ継続的な資金需要の適時適切な充足を図るものであることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しました。

なお、当社普通株式の過去3年間(2016年1月から2018年12月まで)の1日当たりの平均出来高は49,134株であり、直近6か月間(2018年7月から2018年12月まで)の同出来高においても、17,279株となっており、一定の流動性を有しております。一方、本新株予約権が全て行使された場合に交付されることとなる当社普通株式数1,060,000株を行使期間である約3年間で行使売却するとした場合の1日当たりの数量は約1,438株となるため、株価に与える影響は限定的なものと考えております。また、本新株予約権の権利行使及び売却により当社株式の流動性供給が図られるものであること、また、当該調達資金を風力発電事業に充当することに鑑み、発行数量の規模は合理的であるとと考えております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株予約権が全て行使された場合に増加する当社の普通株式の数1,060,000株に係る議決権数は10,600個となり、2018年10月1日現在の当社普通株式の発行済株式の総数である4,404,600株に対して24.06%、発行済株式総数に係る議決権数(2018年9月30日における議決権総数43,424個)に対して24.41%となり、本第三者割当による希

薄化の割合は25%未満となります。また、本第三者割当により、支配株主及び特定引受人も生じません。従って、本第三者割当は、大規模な第三者割当には該当しません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権の 割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の 総議決権 数に対す る所有権 議決権の 割合
Marilyn Tang	シンガポール国	544,600	12.54	1,054,600	19.52
川越 幸夫	青森県青森市			510,000	9.44
BNP Paribas Securities Services Singapore/Jasdec/UOB Kay Hian Private Limited (常任代理人 香港上海 銀行東京支店カスタ ディ業務部)	20 COLLYER QUAY, #01- 01 TUNG CENTRE, SINGAPORE 049319	236,100	5.44	236,100	4.37
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅 場町1丁目2-10号	217,600	5.01	217,600	4.03
島貫 宏昌	東京都港区	198,900	4.58	198,900	3.68
榎沢 徹	東京都目黒区	181,300	4.18	181,300	3.36
久保田 定	宮城県仙台市	100,100	2.31	100,100	1.85
砂賀 勇一	東京都中央区	57,500	1.32	57,500	1.06
鄒 積人	東京都新宿区	50,000	1.15	50,000	0.93
駒井 英人	東京都世田谷区	49,500	1.14	49,500	0.92
計	-	4,404,600		5,464,600	

(注) 1. 2018年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 2018年10月1日をもって、2018年9月30日(実質上9月28日)の最終の株主名簿に記録された株主の所有株式数10株につき1株の割合で併合しております。

3. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2018年9月30日現在の総議決権数(43,424個)に、本第三者割当による新株予約権が全て行使されることを前提として新株式発行により増加する議決権数(10,600個)を加えて算出しております。

4. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 事業等のリスク

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出後、本有価証券届出書提出日(2019年1月25日)までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2019年1月25日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

2 臨時報告書の提出

当社は、「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2019年1月25日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

- a. 株主総会の議決権行使結果（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく報告。
提出日：2018年7月4日）

(1) 株主総会が開催された年月日

平成30年6月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 株式併合の件

平成30年10月1日を効力発生日として、当社普通株式について10株を1株に併合するものであります。

（ご参考）

平成30年10月1日をもって、当社の定款の一部は次のとおり変更されます。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 後
（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 134,196,000株とする。 （単元株式数） 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 13,419,600株とする。 （単元株式数） 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

第2号議案 取締役4名選任の件

榑沢 徹、小林正憲、増山慶太及び上林典子を取締役に選任するものであります。

第3号議案 監査役1名選任の件

古川 清を監査役に選任するものであります。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

廣瀬晴三及び藤原陽敏を補欠監査役に選任するものであります。

- (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 株式併合の件	21,836	320	0	(注)1	可決 98.55
第2号議案 取締役4名選任の件					
1. 榑沢 徹	21,032	1,128	0		可決 94.91
2. 小林 正憲	21,044	1,116	0		可決 94.96

3. 増山 慶太	20,836	1,324	0	(注) 2	可決	94.03
4. 上林 典子	20,983	1,177	0		可決	94.69
第3号議案 監査役1名選任の件				(注) 2		
1. 古川 清	21,589	573	0		可決	97.42
第4号議案 補欠監査役2名選任の件						
1. 廣瀬 晴三	21,748	412	0	(注) 2	可決	98.14
2. 藤原 陽敏	21,652	508	0		可決	97.71

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。
本株主総会に出席した株主の議決権の数（本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分）に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数は全て算入しており、該当事項はありません。

- b. 当社連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生（金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく報告。提出日：2018年12月10日）

(1) 当該事象の発生年月日

平成30年12月3日

(2) 当該事象の内容

譲渡の理由

保有資産の有効活用による資金の効率化を図るため、譲渡することといたしました。

譲渡資産の内容

資産の名称	所在地	譲渡益	現況
かすみがうら市 加茂発電所	茨城県 かすみがうら市	約136百万円	太陽光発電所設備

譲渡先の概要

譲渡先、譲渡価額及び帳簿価額につきましては、譲渡先の意向により公表は控えさせていただきます。尚、譲渡先と当社及び当社グループとの間には、発電所取得にかかる契約等の取引関係がありますが、資本関係・人的関係はなく、また関連当事者には該当いたしません。

譲渡の日程

取締役会決議日 平成30年12月3日
契約締結日 平成30年12月3日
物件引渡日 平成30年12月3日

(3) 当該事象の連結損益に与える影響額

当該固定資産の譲渡に伴い、平成31年3月期連結決算において固定資産売却益約136百万円を特別利益として計上する予定であります。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第50期)	自 2017年4月1日 至 2018年3月31日	2018年6月28日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第51期第2四半期)	自 2018年7月1日 至 2018年9月30日	2018年11月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年 6月28日

株式会社多摩川ホールディングス

取締役会 御中

海南監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	秋	葉	陽	印
----------------	-------	---	---	---	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	溝	口	俊	一	印
----------------	-------	---	---	---	---	---

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社多摩川ホールディングスの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社多摩川ホールディングス及び連結子会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成30年5月25日開催の取締役会において単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議するとともに、平成30年6月28日開催の第50回定時株主総会において、株式併合することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社多摩川ホールディングスの平成30年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社多摩川ホールディングスが平成30年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年 6月28日

株式会社多摩川ホールディングス
取締役会 御中

海南監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 秋 葉 陽 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 溝 口 俊 一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社多摩川ホールディングスの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社多摩川ホールディングスの平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成30年5月25日開催の取締役会において単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議するとともに、平成30年6月28日開催の第50回定時株主総会において、株式併合することを決議した。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年11月12日

株式会社多摩川ホールディングス

取締役会 御中

海南監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	秋葉 陽	印
----------------	-------	------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	溝口 俊一	印
----------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社多摩川ホールディングスの平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成30年7月1日から平成30年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成30年4月1日から平成30年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社多摩川ホールディングス及び連結子会社の平成30年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、平成30年5月25日開催の取締役会決議に基づき、平成30年10月1日付で単元株式数の変更を行うとともに、平成30年6月28日開催の定時株主総会決議に基づき、平成30年10月1日付で株式併合を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。